

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4955398号  
(P4955398)

(45) 発行日 平成24年6月20日(2012.6.20)

(24) 登録日 平成24年3月23日(2012.3.23)

(51) Int.Cl.

H01M 2/10 (2006.01)

F 1

H01M 2/10  
H01M 2/10E  
M

請求項の数 6 (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2006-547680 (P2006-547680)  
 (86) (22) 出願日 平成17年10月21日 (2005.10.21)  
 (86) 国際出願番号 PCT/JP2005/019382  
 (87) 国際公開番号 WO2006/059434  
 (87) 国際公開日 平成18年6月8日 (2006.6.8)  
 審査請求日 平成20年9月17日 (2008.9.17)  
 (31) 優先権主張番号 特願2004-346318 (P2004-346318)  
 (32) 優先日 平成16年11月30日 (2004.11.30)  
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(73) 特許権者 000004237  
 日本電気株式会社  
 東京都港区芝五丁目7番1号  
 (73) 特許権者 000005348  
 富士重工業株式会社  
 東京都新宿区西新宿一丁目7番2号  
 (74) 代理人 100123788  
 弁理士 宮崎 昭夫  
 (74) 代理人 100106138  
 弁理士 石橋 政幸  
 (74) 代理人 100127454  
 弁理士 緒方 雅昭  
 (72) 発明者 中野 久子  
 神奈川県相模原市下九沢1120番地 N  
 E C ラミリオンエナジー株式会社内  
 最終頁に続く

(54) 【発明の名称】電気デバイス集合体

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

外周部の両側からシート状の電極タブが引き出された電気デバイスが複数個集合した状態で収納ボックス内に配置された電気デバイス集合体であって、

前記収納ボックスは、

1つの開口部を有する箱状構造体のうち互いに対向する2つの側壁のそれぞれに前記開口部側から切込まれた切欠き部を有するケースと、前記開口部に取り付けられる蓋と、前記側壁に取り付けられることで、前記切欠き部を間に置いて位置する前記側壁の部材同士を連結する複数の支柱バーとを有し、

前記支柱バーは導電性材料であって、一方の前記電気デバイスの前記電極タブと他方の前記電気デバイスの前記電極タブとが電気的に接続された接続部に電気的に接続されている電気デバイス集合体。

## 【請求項 2】

一方の前記電極タブと他方の前記電極タブとが重なった重ね合せ部を、前記支柱バーとの間で挟み込むための固定バーをさらに有する請求項1に記載の電気デバイス集合体。

## 【請求項 3】

前記支柱バーは、前記側壁に形成されたバー溝内に取り付けられている、請求項1または2に記載の電気デバイス集合体。

## 【請求項 4】

前記電気デバイスは輪郭形状が矩形の枠体を有するものであって、前記ケース内に装入

10

20

された前記電気デバイスの二次元方向の動きを規制するために、前記ケース内の輪郭形状が前記枠体の輪郭形状とほぼ同形状に形成されている、請求項 1 から 3 のいずれか 1 項に記載の電気デバイス集合体。

【請求項 5】

外周部の両側からシート状の電極タブが引き出された電気デバイスが複数個集合した状態で収納ボックス内に配置された電気デバイス集合体であって、

前記収納ボックスは、

1 つの開口部を有する箱状構造体のうち互いに対向する 2 つの側壁のそれぞれに前記開口部側から切り込まれた切欠き部を有するケースと、前記開口部に取り付けられる蓋と、前記側壁に取り付けられることで、前記切欠き部を間において位置する、前記側壁の部材同士を連結する複数の支柱バーとを有し、10

一方の前記電気デバイスの前記電極タブと他方の前記電気デバイスの前記電極タブとが重なった重ね合せ部を、前記支柱バーとの間で挟み込むための固定バーをさらに有する電気デバイス集合体。

【請求項 6】

前記支柱バーが絶縁性材料であり、前記固定バーが導電性材料であって、

前記固定バーと電気的に接続された状態で前記支柱バーに取り付けられたヒューズをさらに有する、請求項 5 に記載の電気デバイス集合体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

20

【0001】

本発明は、電気的エネルギーを貯留および出力する電気デバイス要素を有する電気デバイス（例えば電池やキャパシタ）が複数個集合し、それが収納ボックス内に配置された電気デバイス集合体に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、例えば電気自動車のモータ駆動用の電源として軽量かつ小型の電池の開発が進められている。この種の電池の一例について図 1 を参照して説明する。図 1 は、特開 2004 - 14317 号に開示された電池パックの構成を示す断面図である。

【0003】

30

図 1 に示すように、電池パック 120 は、複数の電池セル 110（電気デバイス）とそれを収納するための収納ボックス 122 とを有している。各電池セル 110 は、薄型電池とも呼ばれるものであり、それぞれが所定の起電力を出力するように構成されている。収納ボックス 122 は、図 2 に示すように 1 つの開口部 124a が形成された箱状のケース 124 と、平板状の蓋 125（図 1 参照）とで構成されている。ケース 124 の開口部 124a に蓋 125 を取り付けると、その内部空間（収納ボックス 122 の内部空間）は密閉された状態となり、図 1 の構成では、この密閉空間内に複数の電池セル 110 が充填材 126 と共に収納されている。また、各電池セル 110 は直列となるように互いに電気的に接続され、これにより電池セル 110 の個数に応じた起電力がバスバー 140a、140b を介して外部に出力されるようになっている。40

【0004】

図 3 は、従来の電池パックの他の構成例を示す図である。図 3 の電池パック 250 では、一対の保持板 224a、224b と 4 本の連結バー 225 とにより、複数の電池セル 210 が保持されている。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

ところで、図 1 に示した電池パック 120 を組み立てるには、複数の電池セル 110 を重ねたものをケース 124 の開口部 124a から装入する必要がある。しかし、一般にこのような箱状のケースにものを装入する作業は比較的困難である。すなわち、この工程が50

作業者によって行われる場合、例えば、作業者は、重ねられた状態の電池セル110を両手で保持しながらそれをケース124の奥まで移動させ、所定位置に配置した後、両手をケース124内から抜かなければならない。このような作業は煩雑であり、さらに、電池セル110とケース124の内側面との間に、手を抜くためのスペースを要するためケース124を小型化するのが困難である。また、こうした問題は、ロボット等を利用して電池セル110をケース124内に装入する場合であっても同様に生じうる。

#### 【0006】

さらに、図2に示したような箱状のケース124では、ケース124自体の重量が大きくなるため、電池パック120全体を軽量化するのに不利である。また、電池セル110は使用時に発熱することがあり、電池の特性を良好に維持するためには電池セル110を放熱することが重要である。しかし、箱状のケース124では、その内部に熱がこもってしまうため、電池セル110の放熱の観点からも好ましくない。10

#### 【0007】

これに対し、図3に示した電池パック250では、図2のような箱状のケース124を使用するものでないため、上記のような作業性、小型化、軽量化、および放熱に関する問題点は解決されると考えられる。しかし、電池セル210を保持するための保持体が、一対の保持板224a、224bおよび4本の連結バー225のみで構成されているため、図1の構成と比較して保持体の剛性が低下してしまう。電池パックは自動車等に搭載されることも多く、したがって、電池セルの保持体は剛性が高い方が好ましい。さらに、図3のような、一対の保持板224a、224bと4本の連結バー225とを有する構成では、それらの各部材を互いに連結する工程が必要であり、図1の構成と比較して組立工程が多くなる。20

#### 【0008】

以上、薄型電池である電池セル110、210を例に挙げて説明したが、上記のような問題は、電池セルに代えて、コンデンサ等で構成された電気デバイスが収納ボックス内に収納された電気デバイス集合体にも同様に生じうる問題である。つまり、そのような電気デバイス集合体においても、組立て易い構成となっていること、および、収納ボックスが十分な剛性を備えていることが重要である。

#### 【0009】

そこで本発明の目的は、電気デバイスが複数個集合した状態で収納ボックス内に配置された電気デバイス集合体において、作業性よく製造することができ、しかも収納ボックスの剛性が十分に確保された電気デバイス集合体を提供することにある。30

#### 【課題を解決するための手段】

#### 【0010】

上記目的を達成するため本発明の電気デバイス集合体は、外周部の両側からシート状の電極タブが引き出された電気デバイスが複数個集合した状態で収納ボックス内に配置された電気デバイス集合体であって、前記収納ボックスは、1つの開口部を有する箱状構造体のうち互いに対向する2つの側壁のそれぞれに前記開口部側から切り込まれた切欠き部を有するケースと、前記開口部に取り付けられる蓋と、前記側壁に取り付けられることで、前記切欠き部を間に置いて位置する、前記側壁の部材同士を連結する複数の支柱バーとを有し、前記支柱バーは導電性材料であって、一方の前記電気デバイスの前記電極タブと他方の前記電気デバイスの前記電極タブとが電気的に接続された接続部に電気的に接続されている。40

#### 【0011】

このように構成された本発明の電気デバイス集合体によれば、ケースの側壁に切欠き部が形成されているため、製造する際に、複数の電気デバイスをケース内に装入する工程を作業性よく行えるものとなる。また、このようにケース側壁に切欠き部が設けられていたとしても、同側壁には、補強部材として支柱バーが取り付けられるため、ケースの剛性、すなわち収納ボックスの剛性は十分に確保される。さらに、導電性材料からなる支柱バーは、電極タブ同士の接続部に電気的に接続されており、電気デバイスの電圧等の取出し端50

子として利用することもできる。換言すれば、支柱バーは、補強部材としての機能と、電圧取出し端子としての機能とを備えたものである。

#### 【0012】

上記本発明の電気デバイス集合体は、一方の前記電極タブと他方の前記電極タブとが重なった重ね合せ部を、前記支柱バーとの間で挟み込むための固定バーをさらに有するものであってもよい。シート状の電極タブ同士を互いに部分的に重ねて電気的に接続する場合、支柱バーと固定バーとを用いて電極タブ同士の重ね合せ部を挟み込むように構成すれば、電極タブ同士の確実な密着が実現され、結果的に電気デバイス同士の電気的接続の信頼性がより向上する。

#### 【0013】

また、前記支柱バーは、前記側壁に形成されたバー溝内に取り付けられていてもよく、このような構成の場合、支柱バーはケース側壁面から突出しないため、最終的な収納ボックスの外形形状が小型化する。また、本発明の電気デバイス集合体は、前記電気デバイスは輪郭形状が矩形の枠体を有するものであって、前記ケース内に装入された前記電気デバイスの二次元方向の動きを規制するために、前記ケース内の輪郭形状が前記枠体の輪郭形状とほぼ同形状に形成されているものであってもよい。

#### 【0014】

さらに、本発明の他の電気デバイス集合体は、外周部の両側からシート状の電極タブが引き出された電気デバイスが複数個集合した状態で収納ボックス内に配置された電気デバイス集合体であって、前記収納ボックスは、1つの開口部を有する箱状構造体のうち互いに対向する2つの側壁のそれぞれに前記開口部側から切り込まれた切欠き部を有するケースと、前記開口部に取り付けられる蓋と、前記側壁に取り付けられることで、前記切欠き部を間に置いて位置する、前記側壁の部材同士を連結する複数の支柱バーとを有し、一方の前記電気デバイスの前記電極タブと他方の前記電気デバイスの前記電極タブとが重なった重ね合せ部を、前記支柱バーとの間で挟み込むための固定バーをさらに有するものである。

#### 【0015】

すなわち、支柱バーは絶縁性材料であっても導電性材料のいずれであってもよいが、支柱バーと固定バーとを用いて電極タブ同士を挟み込むことで、タブ同士の電気的接続を行うことができるようになっている。このような構成であっても、支柱バーを単にケースの補強部材としてではなく、電極タブ同士を接続するための接続部材としても利用するものであるため、電極タブ同士を接続するための部材を別個に用意する必要がなくなる。支柱バーが絶縁性材料であり、固定バーが導電性材料である場合、固定バーと電気的に接続された状態のヒューズが支柱バーに取り付けられていてもよい。

#### 【発明の効果】

#### 【0016】

上述したように本発明の電気デバイス集合体によれば、ケース側壁に切欠き部が形成されているため、複数の電気デバイスをケース内に装入し易くなることから、作業性よく製造することができるものとなる。しかも、切欠き部が形成された側壁には、補強部材として支柱バーが取り付けられているため、収納ボックスの剛性も十分に確保される。

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0017】

【図1】従来の電池パックの構成を示す断面図である。

【図2】図1の電池パックに用いられるケースを単体で示す斜視図である。

【図3】複数の電池パックを保持するための他の構成例を示す斜視図である。

【図4】本実施形態の電池パックの構成を示す分解斜視図である。

【図5】本実施形態の電池パックの収納ボックスを示す斜視図である。

【図6】図4の電池セルを単体で示す斜視図である。

【図7】図4のケースを単体で示す斜視図である。

【図8】図7の矢印A方向から見たケースの平面図である。

10

20

30

40

50

【図9】図4の支柱バーを単体で示す斜視図である。

【図10】複数の電池セルが直列に電気的接続されるように重ねられた状態を示す上面図である。

【図11】本実施形態の電池パックの完成状態を示す側面図である。

【図12】支柱バーおよび固定バーによって挟まれた2枚の電極タブを示す斜視図である。

【図13】本実施形態の電池パックの回路構成を示す回路図である。

【図14】本実施形態の変形例として支柱バーにさらにヒューズが配置された構成を示す斜視図である。

【図15】支柱バーへのヒューズの組み込み例を示す断面図である。

10

【図16】ヒューズの他の例を示す斜視図である。

【図17】電池パックの組立方法の他の例を示す図である。

【図18A】支柱バーの他の変形例を示す斜視図である。

【図18B】支柱バーの他の変形例を示す斜視図である。

【図18C】支柱バーの他の変形例を示す斜視図である。

#### 【符号の説明】

##### 【0018】

2 0	電池セル	
2 1	枠体	
2 3	電池要素	20
2 4	外装フィルム	
2 5 a、2 5 b	電極タブ	
3 0	収納ボックス	
3 1	ケース	
3 2	蓋	
3 3	底面	
3 4、3 5	側壁	
3 6	切欠き部	
3 7	バー溝	
4 0、4 0 a、4 0 b、4 0 c、4 0 d、4 0 e	支柱バー	30
4 1、4 6	貫通孔	
4 5	固定バー	
7 0	電源	
7 1 a、7 1 b	端部電極	
7 2	電圧取出し端子	
7 5 a、7 5 b、7 5 c	ヒューズ	
7 6 a、7 6 b	取付具	

#### 【発明を実施するための最良の形態】

##### 【0019】

以下、本発明の電気デバイス集合体の実施の形態について電池パックを例として図面を参照しながら説明する。図4は、本実施形態の電池パックの構成を示す分解斜視図である。図5は、本実施形態の電池パックの収納ボックスを示す斜視図である。

40

##### 【0020】

図4、図5に示すように電池パック50は、複数（例えば12個）の電池セル20とそれを収納するための収納ボックス30とを有している。収納ボックス30は、ケース31、蓋32、および、ケース31側面に取り付けられた支柱バー40とで構成されている。

##### 【0021】

電池セル20単体は、図6に示すように、所定の起電力（例えば3.6V）を出力する薄型の電池要素23が外装フィルム24によって密封封止されたものである。詳細には図示しないが、外装フィルム24の外周部にはフィルム同士を融着させた封止部が形成され

50

ており、その封止部の両側から正極用の電極タブ 25a および負極用の電極タブ 25b が引き出されている。電極タブ 25a、25b はいずれもシート状の導電性部材である。

#### 【0022】

外装フィルム 24 の外周部には、例えば樹脂成形品からなる枠体 21 が取り付けられている。枠体 21 は長方形の輪郭形状を有しており、上記電極タブ 25a、25b は枠体 21 の各短辺から引き出されている。このような枠体 21 が取り付けられていることで、電池セル 20 単体の取扱い性が向上し、また、枠体 21 が補強部材としても機能することから電池要素 23 および外装フィルム 24 が破損しにくくなる。さらに、本実施形態のように複数の電池セル 20 を重ね合わせる構成においては、隣接する電池セル 20 の枠体 21 同士が互いに密着するような構成とすることが好ましい。これにより、電池セル 20 を重ね合わせた際の最終的な外形形状の寸法精度を高めることができる。10

#### 【0023】

ケース 31 は、樹脂成形品からなる一体部材であり、図 7、図 8 に示すように、1 つの開口部 38 を有する箱状構造体のうち、互いに対向する 2 つの側壁 35 のそれぞれに切欠き部 36 が形成されたものである。具体的には、ケース 31 は、略六面体の外形形状を有しており、そのうちの 1 つの面に開口部 38 が形成されている。開口部 38 に対向する面が底面 33 となっており、残りの面が、いずれも底面 33 に連続するように形成された側壁 34、35 となっている。各側壁 35 には、支柱バー 40 を取り付けるためのバー溝 37 が互いに一定の間隔をおいて複数形成されている。このように、支柱バー 40 がバー溝 37 内に取り付けられる構成とすることは、最終的な収納ボックス 30 の外形形状を小型化するのに有利である。なお、図 4 に示した蓋 32 は、ケース 31 の開口部 38 を覆うような板状部材であり、ケース 31 と同じく樹脂成形品で構成されている。20

#### 【0024】

切欠き部 36 は、開口部 38 から底面 33 側に向かって形成されており、切欠き部 36 の上下には側壁 35 が部分的に残されている。言い換えれば、切欠き部 36 は、側壁 35 の高さ方向の中央領域において開口部 38 側から切り込まれるようにして形成されている。。

#### 【0025】

なお、本実施形態のケース 31 では、このように側壁 35 が部分的に残され、図 8 に示すように、残された 2 つの側壁 35 と側壁 34 とがコ字状に一体化しているため、ケース 31 単体で取り扱う場合であっても側壁 34 は比較的変形しにくくなっている。30

#### 【0026】

側壁 34、35 によって形成されるケース 31 内の空間の寸法  $Lw_{31}$ 、 $Lh_{31}$ （図 8 参照）は、電池セル 20 の枠体 21（図 6 参照）の輪郭の寸法と同程度とされている。このように、ケース 31 内の形状を枠体 21 の輪郭形状とほぼ同形状に形成することは、ケース 31 内に電池セル 20 を装入した際に電池セル 20 の二次元方向（図 8 の上下、左右方向）の動きが規制される点で好ましい。

#### 【0027】

支柱バー 40 は、図 9 に示すように、その両端に貫通孔 41 が形成されており、この貫通孔 41 を利用して、ケース 31 の側壁 35 にビス止めされるように構成されている。支柱バー 40 は、ケース 31 の側壁 35 に取り付けられることによって、ケース 31 の剛性を高める機能を有している。したがって、支柱バー 40 自体も比較的高い剛性を有していることが好ましい。このようにケース 31 を補強する観点のみに着目すれば、支柱バー 40 の材質は、樹脂材料であっても金属材料であってもよいが、本実施形態では、支柱バー 40 は導電性を有する金属材料で構成されている。このように支柱バー 40 を金属材料とすることは、詳細は後述するが、支柱バー 40 を電圧取出し端子として利用できる点で好ましい。40

#### 【0028】

図 9 には、支柱バー 40 の他に、比較的短い固定バー 45 が描かれている。この固定バー 45 は、後述するように、支柱バー 40 と協働して電池セル 20 の電極タブ 25a、25b に固定される。50

5 b を挟み込むための部材である。固定バー 4 5 は、両端の貫通孔 4 6 を利用して支柱バー 4 0 にビス止めされるように構成されている。

#### 【 0 0 2 9 】

次に、本実施形態の電池パック 5 0 の組立方法および電池パック 5 0 完成状態の構成について説明する。図 1 0 は、複数の電池セルが直列に電気的接続されるように重ねられた状態を示す上面図である。図 1 1 は、本実施形態の電池パックの完成状態を示す側面図である。図 1 2 は、支柱バーおよび固定バーによって挟まれた 2 枚の電極タブを示す斜視図である。なお、以下に説明する組立方法は単に一例を示すものであり、本発明を限定することを意図するものではない。

#### 【 0 0 3 0 】

まず、樹脂成形品からなるケース 3 1 および蓋 3 2 を予め用意すると共に、図 6 に示す状態の電池セル 2 0 を作製する。電池セル 2 0 は、従来公知の方法を用いて作製した電池要素 2 3 を、両面側から 2 枚の外装フィルム 2 4 で挟み込むと共に外装フィルム 2 4 同士をその外周部で熱融着し、さらに樹脂成形品からなる枠体 2 1 を取り付けることによって作製すればよい。

#### 【 0 0 3 1 】

次いで、このようにして作製した 1 2 個の電池セル 2 0 をその厚さ方向に重ね合わせる。なお、この重ね合わせ工程は、図 1 0 に示すように一方の電池セル 2 0 の電極タブ 2 5 a と、それに隣接する他方の電池セル 2 0 の電極タブ 2 5 b とが同じ側となるように、すなわち、電池セル 2 0 が交互に反対向きとなるように行う。これにより、一方の電極タブ 2 5 a と他方の電極タブ 2 5 b とを接続することで電池セル 2 0 同士は直列に接続されることになる。

#### 【 0 0 3 2 】

次いで、このようにして重ね合わせた複数の電池セル 2 0 をケース 3 1 内に装入する。ここで、図 7 を参照して説明したように、ケース 3 1 の側壁 3 5 には開口部 3 8 から底面 3 3 側に向かって切れ欠き部 3 6 が形成されているため、図 1 に示したような箱状のケース 1 2 4 に装入する場合と比較して、複数の電池セル 2 0 の装入を作業性よく行うことができる。また、図 8 に示した通り、ケース 3 1 の内部空間の寸法  $L_w_{3,1}$ 、 $L_h_{3,1}$  は電池セル 2 0 の枠体 2 1 (図 6 参照) の輪郭の寸法とほぼ同じに形成されているため、側壁 3 4、3 5 の内側面がガイドとして機能する。これにより、電池セル 2 0 の装入は、枠体 2 1 の外周面と側壁 3 4、3 5 の内側面とを滑動させながら行うことができ、したがって、例えば、この装入工程で電池セル 2 0 同士がばらけてしまうような不具合が発生しにくいものとなる。

#### 【 0 0 3 3 】

次いで、複数の電池セル 2 0 をケース 3 1 内に配置したら、蓋 3 2 をケース 3 1 の開口部 3 8 に取り付け、さらに、各支柱バー 4 0 をケース側面のバー溝 3 7 内に取り付ける。この状態では、各電池セル 2 0 の電極タブ 2 5 a、2 5 b は、まだ折り曲げられてはなく、支柱バー 4 0 同士の間を外側に向かって真っ直ぐに延びている。

#### 【 0 0 3 4 】

次いで、図 1 2 に示すように、一方の電極タブ 2 5 a と他方の電極タブ 2 5 b とを、それらが 1 つの支柱バー 4 0 の外側で重なるように折り曲げ、その後、固定バー 4 5 を支柱バー 4 0 に取り付ける。これにより、電極タブ 2 5 a、2 5 b 同士の重ね合せ部が、固定バー 4 5 および支柱バー 4 0 によって挟持され、電極タブ 2 5 a、2 5 b 同士が電気的に接続される。また、金属材料である支柱バー 4 0 と電極タブ 2 5 a、2 5 b とが密着するため、支柱バー 4 0 も通電状態となる。言い換えれば、支柱バー 4 0 は、電極タブ同士の電気的接続部に対して電気的に接続された状態となっている。以上の工程を経て各電池セル 2 0 が直列接続され、本実施形態の電池パック 5 0 が組み立てられる (図 1 1 参照)。

#### 【 0 0 3 5 】

なお、本実施形態の電池パック 5 0 では、図 1 3 に示すような電気回路構成となる。すなわち、各電池セル 2 0 に対応する複数の電源 7 0 が直列に接続され、端部電極 7 1 a、

10

20

30

40

50

71bから、電池セル20の個数分の電圧（例えば43V程度：3.6V×12個）が得られるようになっている。また、各電源70同士の間では、通電状態となった支柱バー40が電圧取出し端子72を構成している。このように、各電源70ごとに電圧取出し端子72が設けられていることは、これらの各電圧取出し端子72に所定の電気回路を接続できることを意味する。したがって、各電源70の電圧を管理したり、あるいは、仮に1つの電源70に異常が発生したとしても回路全体が損傷しないように、各電源70ごとにヒューズを設けたりする場合に有利である。

#### 【0036】

以上説明したような本実施形態の電池パック50によれば、ケース31の側壁に切欠き部36（図7、図11参照）が形成されているため、図1に示したような箱状のケース124を有する構成と比較して、複数の電池セル20の装入を作業性よく行うことができる。通常、このように切欠き部36が設けられていると、ケース31ひいては収納ボックス30の剛性が低下してしまう。しかし本実施形態では、切欠き部36が形成された側壁35に、補強部材としての支柱バー40が取り付けられている。これにより、この支柱バー40が補強部材として機能するため収納ボックス30の剛性も十分に確保される。しかも、この支柱バー40は、単なる補強部材としてではなく、電極タブ25a、25b同士を電気的に接続するための接続部材、あるいは各電池20ごとの電圧を取り出すための端子部材としての機能も有している。このように支柱バー40に幾つかの機能を兼用させることは、電極タブ同士を接続するための部材を別個に用意する必要がない点で好ましい。

#### 【0037】

なお、本発明は上述したような構成に限定されるものではなく、種々変更可能である。例えば、図14に示すように、支柱バー40aを絶縁性の樹脂材料で構成し、固定バー45を導電性の金属材料で構成すると共に、支柱バー40aおよび固定バー45と共に締められる位置にヒューズ75aを配置してもよい。ヒューズ75aの下部側の端部が固定バー45（すなわち電極タブ同士の電気的接続部）に電気的接続され、上部側の端部が不図示の電気回路に電気的接続される。このようなヒューズ75aを各支柱バー40aごとに配置することで、仮に、ある1つの電池セル20に高電気容量が流れたとしてもヒューズ75aが優先的に切れるため、回路全体の損傷を回避することができる。また、このように支柱バー40aにヒューズ75aを配置した場合、電気回路上、ヒューズ75aと電池セル20（電源70）との間には他の電気部品は何も存在していないため、それら他の電気部品を損傷させるおそれもない。

#### 【0038】

ヒューズ75aとしては、従来公知の種々の形態のものを利用することができ、例えば図15に示すような構成としてもよい。図15の構成では、支柱バー40bの一部に掘込み部が形成され、その掘込み部内の両端に取付具76a、76bが配置されている。ヒューズ75bは、一対の取付具76a、76bによって保持される交換可能なものである。このような構成によれば、ヒューズ75bの交換が容易であり、しかもヒューズ75bが埋込み式となっているため、外部から何らかのものが支柱バー40aにぶつかったとしてもヒューズ75bが損傷することはない。図16は、ヒューズの更なる変形例を示しており、ヒューズ75cは両端が端子となつたハーネス型のものである。ヒューズ75cは、上記ヒューズ75a同様に一端が支柱バー40aおよび固定バー45との間に取り付けられる。

#### 【0039】

また、図7に示したケース31において、上面側および下面側の各側壁34に、放熱対策用または軽量化対策用の貫通穴を設けることも可能である。また、支柱バー40は、切欠き部36に架け渡されるようにして上下の側壁35の部材同士を相互に連結することができる程度の長さを有するものであれば、その長さは自由に変更可能である。また、上述した形態では、各支柱バー40がそれぞれ独立した別体のものであったが、取扱い性および組立時の作業性を向上させるためには、複数の支柱バー40がそれぞれの片端側で例えば絶縁性材料からなる保持部材（不図示）によって一体とされた、櫛型の構造体とするこ

10

20

30

40

50

とも可能である。また、蓋32およびケース31は、蓋32をケース31に取り付けたときに、蓋32とケース31の底面33とによって、電池セル20の枠体21同士を押し付けた状態で保持固定できるように構成されていることが好ましい。これにより、電池セル20同士を固定する手段を別個に設ける必要がなくなる。また、図6では長方形の輪郭形状の枠体21を有する電池セル20について説明したが、枠体21の輪郭形状は正方形であってもよい。

#### 【0040】

さらに、本実施形態の電池パック50の組立方法についても、上述したものに限定されるものではない。すなわち、上述した組立方法は、電池セル20同士を電気的に接続しない状態で電池セル20をケース31内に配置し、その後、電極タブ同士を接続するものであったが、予め電池セル20同士を電気的に接続してケース31内に配置するようにしてもよい。

10

#### 【0041】

この場合、図17に示すように、複数の電池セル20を一列に並べ、互いの電極タブ25a、25b同士をレーザー溶接等で予め接合する。次いで、各電池セル20をつづら折り（九十九折）の形態で交互に折り重ねる。次いで、これによって重ね合わされた複数の電池セル20をケース31内に装入する。この状態では、既に電極タブ同士が接合されているため、電極タブ25a、25bは図12に示すようなU字状となっている。次いで、このU字状となった電極タブ25a、25bの内側に支柱バー40を通し、支柱バー40をケース31の側壁に取り付ける。その後、電極タブ25a、25bを押さえるようにして、固定バー45を取り付ける。このような組立方法によれば、電池セル20同士が予め接合されているため、上述したものと比較して組立の作業性が向上する。なお、電極タブ25a、25b同士は、レーザー溶接されており、したがってそれ単体でも電気的に接続されている状態となっているが、この接続部（重ね合せ部）を、支柱バー40および固定バー45を用いて挟み込むことで、電極タブ同士の確実な密着が実現され、結果的に電池セル同士の電気的接続の信頼性がより向上する。もっとも、このように挟み込む形態とせずに、例えば支柱バー40aを電極タブ25a、25bに押し付けることで支柱バー40a（導電性材料）と電極タブ25a、25bとの電気的接続がなされる形態とすれば、固定バー45は必ずしも必要ではない。

20

#### 【0042】

30

図18は、本発明に利用可能な支柱バーの更なる例を示している。図18Aの支柱バー40cは中空の導電部材であり、矩形の段面形状を有している。図18Bの支柱バー40dはコ字型の段面形状を有している。図18Cの支柱バー40eは支柱バー40dの両側にさらにフランジ状の部位がある構成である。図18に示すように、支柱バーは種々の形態とすることができます、これらの形態は中実の部材と比較して軽量に形成することができる。

#### 【0043】

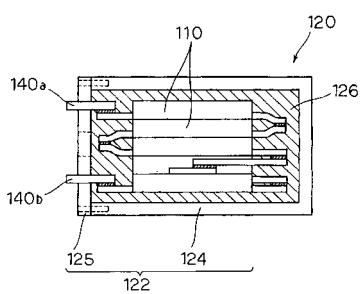
なお、以上、外包体が外装フィルム24である電池セル20を例に挙げて説明したが、電池セル20としては、外装フィルム24の代わりに缶などを用いて電池要素23（電気デバイス要素）を気密封止した電気デバイスであってもよい。また、以上の説明では詳細に述べなかったが、電池セル20に用いられる電池要素23は、リチウムイオン二次電池、具他的には、リチウム・マンガン複合酸化物、コバルト酸リチウム等の正極活物質をアルミニウム箔などの両面に塗布した正極板と、リチウムをドープ・脱ドープ可能な炭素素材を銅箔などの両面に塗布した負極板とを、セパレータを介して対向させ、それにリチウム塩を含む電解液が含浸されるものであってもよい。もっとも、電池要素23はリチウムイオン二次電池の他にも、ニッケル水素電池、ニッケルカドミウム電池、リチウムメタル一次電池あるいは二次電池、リチウムポリマー電池等、他の種類の化学電池の電池要素であってもよい。また、電池要素23は積層型のものに限らず、帯状の正極側活電極と負極側活電極とをセパレータを介して重ねこれを捲回した後、扁平状に圧縮することによって正極側活電極と負極側活電極とが交互に積層された構造の捲回型であってもよい。さらに

40

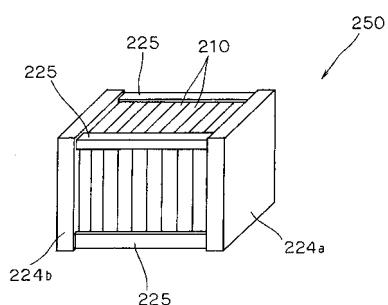
50

、電気デバイス要素として、電気二重層キャパシタなどのキャパシタあるいは電解コンデンサなどに例示されるキャパシタ要素のような、電気エネルギーを貯留および出力するもののを利用するものであってもよい。

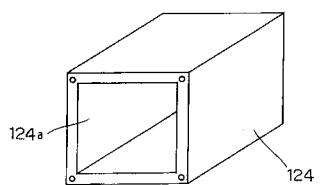
【図1】



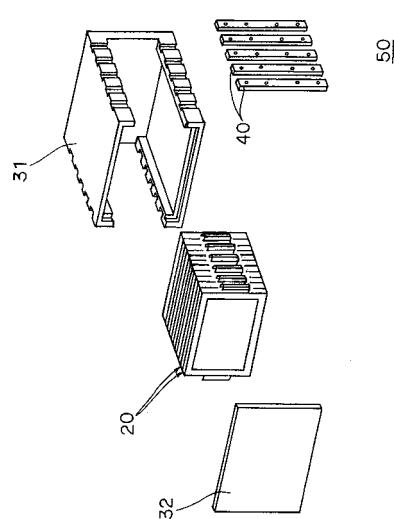
【図3】



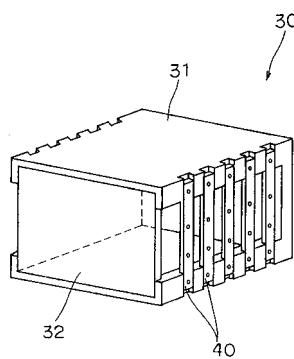
【図2】



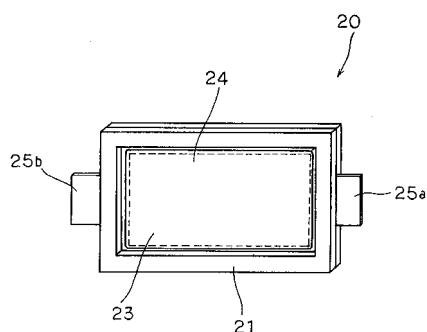
【図4】



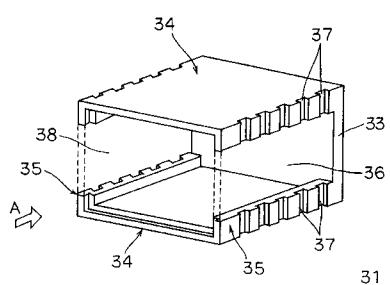
【図5】



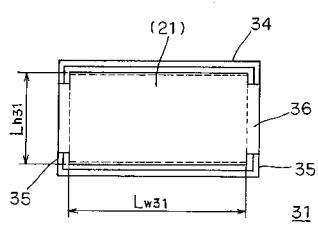
【図6】



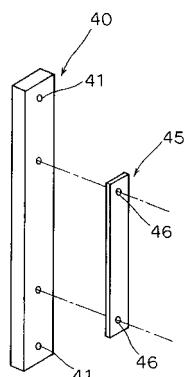
【図7】



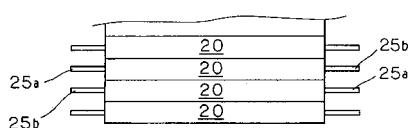
【図8】



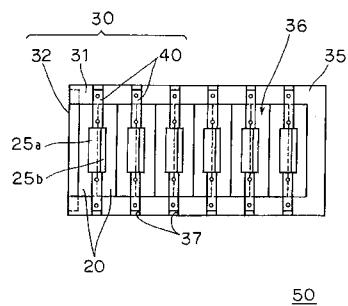
【図9】



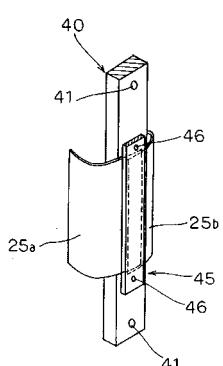
【図10】



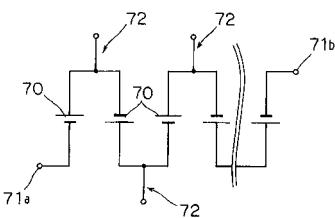
【図11】



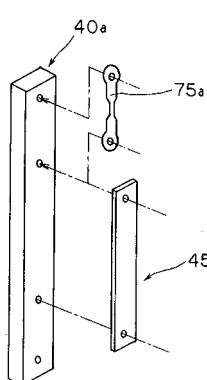
【図12】



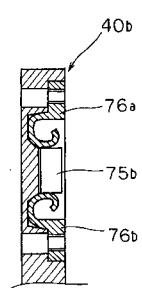
【図13】



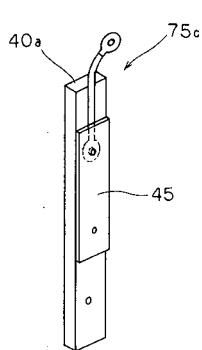
【図14】



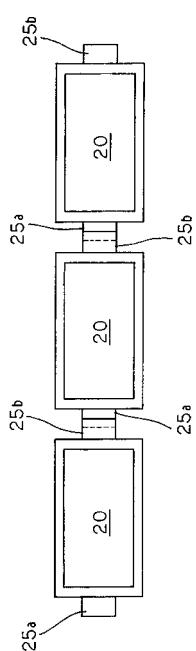
【図15】



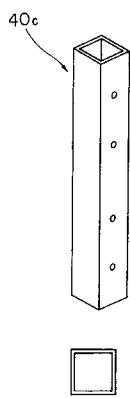
【図16】



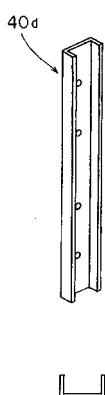
【図17】



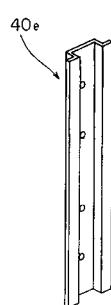
【図 18 A】



【図 18 B】



【図 18 C】



---

フロントページの続き

(72)発明者 細谷 敏三

神奈川県相模原市下九沢1120番地 NECラミリオンエナジー株式会社内

審査官 佐藤 知絵

(56)参考文献 特開2004-63352(JP,A)

特開2004-39484(JP,A)

特開2000-195480(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H01M 2/10

H01G 9/08